

国際感染症緊急事態への国際貢献に係る専門委員会の開催について

令和2年2月10日
国際的に脅威となる
感染症対策推進チーム長
決 定

- 1 国際的に脅威となる感染症対策推進チームの設置について(平成27年9月11日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定)第5項の規定に基づき、海外において病原性の高い感染症が発生している等の緊急事態に際して、我が国が行うべき貢献について、専門的知見を踏まえた検討を行うため、国際感染症緊急事態への国際貢献に係る専門委員会(以下「専門委員会」という。)を開催する。
- 2 専門委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、専門委員会は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他関係者に出席を求めることができる。

主 査	黒川 清	国立大学法人政策研究大学院大学名誉教授・特定非営利活動法人日本医療政策機構代表理事
構 成 員		
(有識者)	足立 拓也	公益財団法人東京都保健医療公社豊島病院感染症内科医長
	大曲 貴夫	国立国際医療研究センター国際感染症センター長
	尾身 茂	独立行政法人地域医療機能推進機構理事長
	齋藤 智也	国立保健医療科学院上席主任研究官
	樽井 正義	慶應義塾大学名誉教授
	脇田 隆宇	国立感染症研究所所長
(関係行政機関)	内閣官房内閣審議官(国際感染症対策調整室長)	
	外務省国際協力局審議官	
	厚生労働省大臣官房審議官(健康、生活衛生、アルコール健康障害対策担当)	

- 3 専門委員会の庶務は、外務省、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房国際感染症対策調整室において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。